

令和6年度経営所得安定対策等に参加されている皆さまへ

令和6年7月25日大雨による被害申出書の提出 について（各農協へ8月23日(金)まで提出をお願いします）

今回の大雨によるもので、かつ、災害前まで適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となる可能性があります。

お手数ですが、作付状況及び被害の状況を確認できる書類について提出をお願いします。

ご不明な点はお問合せください。

※ 被害のない方は提出不要です。

「被害の状況」「収穫の見込み」のチェックについて

☑ 水害

完全冠水による作物の生育不良、倒伏等があり減収または収穫皆無の場合にレ点を入れてください。（浸水は除きます。）

☑ 土砂・流木等流入

撤去が難しい土砂・流木等の流入がある場合にレ点を入れてください。（流入により、そば等作付けできない場合も含まれます。）

☑ その他

林道や農道等の損壊でほ場までい作付困難である場合（林道の場合は林道名を（ ）内に記入）にレ点を入れてください。
ご不明な点はお問合せください。

提出書類(被害の状況を確認します)

① 作業日誌（必ず提出をお願いします）

被害前まで適正な生産管理が行われているか確認します。（産地交付金、旧リノベの報告用で準備しているものでも代用可）

② 被害ほ場等の写真

ほ場、農道、林道、用排水被災施設等の場所（地番、林道の場合は林道名）と撮影日を記載してください。
（任意の用紙に貼り付けてご提出ください。）

③ そば（播種前の方）

播種前の方については、「種子購入伝票」「そばに係る資材購入伝票（写）」等で作付け準備をしていたことを確認します。

④ その他

被災の状況により、別途、書類を提出いただく場合があります。

書類の提出は、8月23日(金)まで町内各農協へ

【お問合せ先】 庄内町農業再生協議会 ☎0234-42-0168